平成２８年（フ）第４０号
埼玉県深谷市上柴町東３丁目５番地１
債務者　荻原　　昇
１　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２号
新潟県佐渡市石田498番地２　二宮アパート711号
債務者　石川　展代
１　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第１２０号
岐阜県土岐市泉町久尻1403番地の20
債務者　石田　尚歳
１　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第５号
三重県松阪市久保町1855番地10　マイフレンド103、前住所三重県松阪市久保町1456番地13　ロイヤルシャトー102号
債務者　下岩　邦香
１　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第８号
広島県三次市吉舎町槇542番地、前住所広島県東広島市西条町寺家1964番地１カルチェラタンＢ203号
債務者　山田慎太郎
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第１３号
北海道美唄市東４条北６丁目３番２―508号
債務者　三宅真美子
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第１４号
北海道美唄市東３条南１丁目３番12号
債務者　熊倉　道男
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第３３号
北海道室蘭市宮の森町３丁目６番２号、前住所北海道室蘭市宮の森町３丁目２番３号
債務者　後藤ともみ
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
北海道帯広市西21条南４丁目39番地　新緑団地1305号
債務者　幸田　美智
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３８９号
茨城県小美玉市竹原下郷102番地26　グリーンヒルズ106号
債務者　斉藤惠美子
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１７号
茨城県水戸市笠原町1758番地の３　ジョイフルハイツ１棟102号
債務者　黒木　健孝
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１５号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３
債務者　唐木田一男
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０５号
香川県高松市庵治町4144番地６
債務者　松田　裕二
１　決定年月日時　平成28年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０号
福岡県大牟田市大字三池911番地２
債務者　笠間　裕之
１　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第２５５号
釧路市愛国西４丁目５番14号　エンジェルウイングＧ号室
債務者　大熊沙都美
１　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２０号
釧路市文苑２丁目28番８号　サムシングニュー201号室
債務者　高橋　東吾
１　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月９日午前11時
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１５６６号
東京都足立区栗原４丁目４―27―301
債務者　福井　和夫
１　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部